

提供条件

- 電気供給サービス提供者
 - 電気供給サービス提供者: 近畿電力株式会社
- 電気供給サービス対象者
 - 以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
 - 契約電力50kWh未満の低圧契約であること
 - 関西電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
 - 近畿電力電気需給約款に承諾いただけること
- 電気料金
 - 電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金(ファミリー割電灯A)、基本料金(ビジネス割電灯B、低圧電力割)、電力量料金、燃料調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【電気料金】
・ファミリー割電灯A (円, 税込)

区分		単位	料金単価
最低料金(最初の15kWhまで)		1契約	341.01
電力量料金	15kWh超過120kWhまで	第1段階	1kWh 20.31
	120kWh超過200kWhまで	第2段階	
	200kWh超過300kWhまで	第3段階	
	300kWh超過分	第4段階	

・ビジネス割電灯B (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1契約	356.40
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	1kWh 16.11
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	
	300kWh超過分	第3段階	

・低圧電力割 (円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	1,078.00
電力量料金	夏季	1kWh	14.43
	その他季		12.95

※実際の請求額には関西電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

【事務手数料】 (円, 税抜)

電気料金とご使用量のお知らせ(WEB)	無料
電気料金とご使用量のお知らせ(郵送)	100

※請求書の発行手数料は、毎月の電気料金に合算して請求いたします。

- 契約期間
 - 契約期間は原則として1年(供給開始日から起算)といたします。また契約期間満了後は原則1年ごとに同一条件にて需給契約を自動更新するものといたします。

- 解約金
 - 最低利用期間は通常供給開始日から1年とし、最低利用期間内での変更または解約に対し、解約金が発生します。

※上記解約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。(円, 税抜)

解約金	5,000
-----	-------

個人情報利用目的について

- お客様の個人情報は、当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域的運用推進機関、他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

お申込み方法

- 近畿電力の電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入しお申込みください。郵送でのお申込みの場合は近畿電力本社(兵庫県尼崎市南塚口町5-15-12)宛にご郵送ください。
- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは、当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

供給開始時期

- お客さまから当社へのお申込み完了後、送配電事業者によるスマートメーター設置などの必要手続きが完了します。その後、供給開始日が確定し、その供給開始日をもって当社の電気の供給が開始いたします。送配電事業者の工事進捗状況により、お申込みの際にご記入いただいた供給開始予定日のご希望には添えない場合がございますので予めご了承ください。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は2021年6月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(2014年6月18日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただけますようお願いいたします。

電気料金の算定

- 電気料金の算定期間
 - 電気料金の算定期間は、前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
 - 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので予めご了承ください。
- 使用電力量の算定
 - 使用電力量の計量は、一般電気事業者により設置された計量器により行います。
 - 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

お支払い

- 支払方法
 - お支払い方法はご契約者さま名義の口座振替に限らせていただきます。引落日は原則20日となります。例外的に月末となる場合がありますがその場合は都度お知らせします。
- 電気料金支払義務ならびに支払期日
 - 支払義務発生日は、検針日以降で当社にて請求が可能となった日とします。お客さまの電気料金は、当社が請求を行った月の期日までにお支払いいただきます。
- 請求額のインターネットでの確認
 - 毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。
- 請求書発行手数料
 - 請求書の郵送をご希望のお客さまは「請求書発行手数料100円(税抜)」が別途必要となります。
- 翌月請求分への合算
 - 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、当該月の料金の一部または全部を、翌月の料金請求時に合算してご請求させていただくことがございますので予めご了承ください。
- 延滞利息の請求
 - 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなおお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料(200円(税抜))を合算して請求させていただくことがございます。
- 解約
 - お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
 - お客さまが料金の支払期日を過ぎてもなおお支払いされない場合
 - この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等)その他この約款から生ずる金銭債務を支払わない場合
 電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約金が発生します。

解約・変更手続き

- 解約・変更の受付
 - お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたは電話からお知らせください。
- 変更内容のお知らせ
 - 変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

その他

- 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。
- 電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- 送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

クーリング・オフに関するお知らせ

- 1.お客さまが訪問販売で申し込みされた場合、本書面を受領された日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または本契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力は、お客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。

※この場合

- お客さまは損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- 電力の供給のため工事を行う等して原状回復する必要がある場合には、それに要する費用は当社が負担します。
- お客さまにすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

- 2.上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- 3.クーリング・オフを行う場合は、ハガキ等(簡易書留が確実です。)により当社宛に郵送してください。

提供条件

<電気料金>

電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金 (INACでんき)、基本料金 (INACでんきe、INACでんきeR)、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

【電気料金】

・INACでんき

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
最低料金 (最初の15kWhまで)		1契約	341.01
電力量料金	15kWhをこえ 120kWhまで	1kWh	第1段階 20.31
	120kWhをこえ 300kWhまで		第2段階 25.71
	300kWh超過分		第3段階 28.70

・INACでんきe

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10kWまで	1契約	2,200.00
	10kWをこえる1kWにつき	1kW	396.00
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)	夏季	34.95
		その他季	31.77
	リビングタイム (生活時間)		23.47
	ナイトタイム (夜間時間)		10.70

<<特別割引>>

- (1) 特別割引額 = (基本料金 + 電力量料金) × 10%
※関西電力にて「はぴeプラン割引」を受けておられる方限定で適用します。
- (2) 通電制御型蓄熱式機器割引、5時間通電機器割引

(円, 税込)

	単位	料金単価
通電制御型(マイコン型)蓄熱式機器割引額	1kVA	132.00
5時間通電機器割引額	1kVA	143.00

※関西電力にて上記の割引を受けておられる方限定で適用します。

・INACでんきeR

(円, 税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	最初の10kWまで	1契約	2,200.00
	10kWをこえる1kWにつき	1kW	396.00
電力量料金	デイトタイム (昼間時間)	夏季	28.96
		その他季	26.33
	リビングタイム (生活時間)		22.89
	ナイトタイム (夜間時間)		15.20

<<特別割引>>

特別割引額 = (基本料金 + 電力量料金) × 5%
※関西電力にて「電化割引」を受けておられる方限定で適用します。

※実際の請求額には関西電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額および経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

【割引】

上記の3プラン (INACでんき・INACでんきe・INACでんきeR) は、INAC神戸の年間の成績に応じてリーグ終了後の10月検針分の電気料金を割り引きします。

①年間リーグ成績

優勝 → 50%割引、2位～4位 → 30%割引、5位以下 → 20%割引

②皇后杯成績

優勝 → 50%割引、準優勝 → 30%割引、3位～4位 → 20%割引

※①と②の割引率を合計した割引率をリーグ終了後の10月検針分の電気料金に適用します。

※割引対象の電気料金には、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額を含みます。

※「INAC応援電気サービス提供条件書」に記載がない事項に関しては、「電気供給サービス提供条件書」に準ずるものとします。

※上記記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い上記金額が変更となる場合がございます。

※記載内容は2021年6月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法(2014年6月18日改正)」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただけますようお願いいたします。